

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う 玄海及び川内原子力発電所の原子炉設置変更許可申請の概要

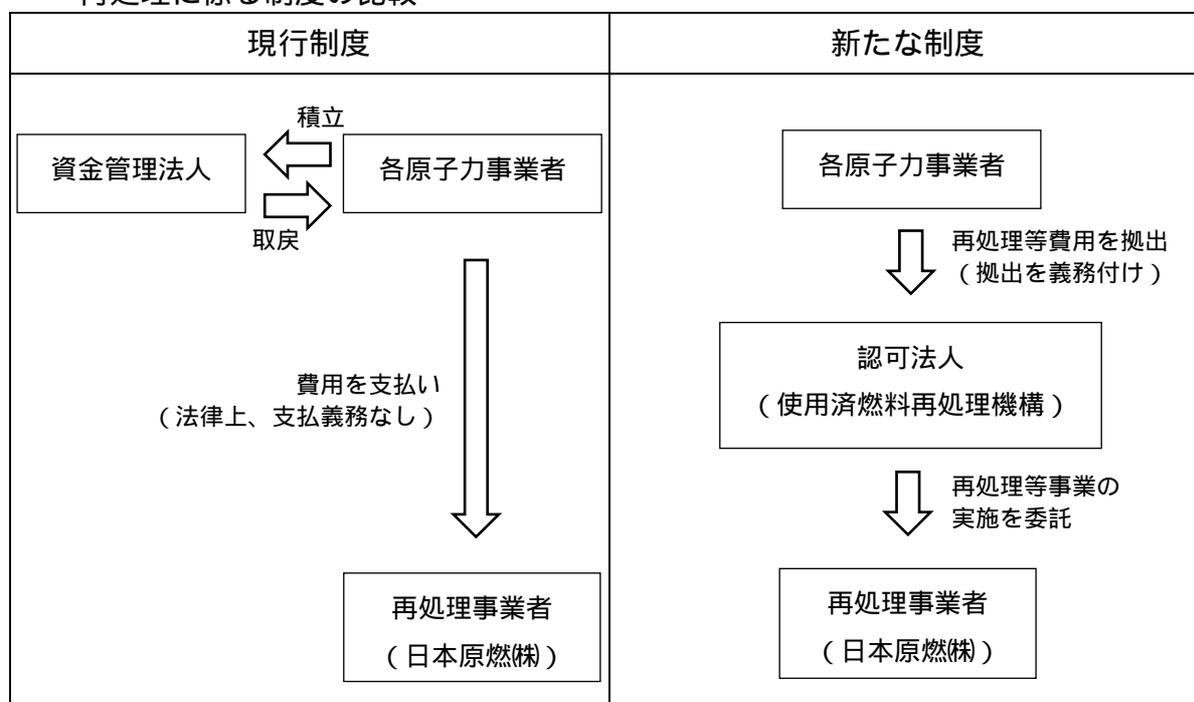
「使用済燃料の処分の方法」に係る記載内容の変更

- ・「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(再処理等拠出金法)」に基づき、認可法人(使用済燃料再処理機構)から受託した、国内再処理事業者において再処理を行うことを記載。
- ・海外において再処理が行われる場合についても、再処理等拠出金法の下で実施することを記載。
- ・これまでは、原子力事業者が使用済燃料の再処理の委託先を確保できることについて政府の確認を受けることとしていたが、今後は、再処理等拠出金法に基づき、使用済燃料再処理機構が、使用済燃料を再処理することとなるため、政府の確認に係る記載を削除。

(参考)

- ・再処理等拠出金法の概要
使用済燃料の再処理事業を着実かつ効率的に実施するための体制の整備
(認可法人制度の創設)
事業に必要な資金の安定的確保(拠出金制度の創設)

・再処理に係る制度の比較



以上